

随意契約及び比較見積省略理由書

本工事は、大阪府立吹田支援学校の昇降機設備の全撤去リニューアルを行うものです。

本件は、令和3年12月17日に入札公告を行い、令和4年1月20日に開札したところ、予定価格の範囲内の入札がありませんでした。そのため1月25日に再度の入札を行いました。が、予定価格の範囲内の入札がなかったため、本入札執行を取り止めるに至りました。

再度、入札公告の実施について、本件及び同日公告した他5件の昇降機設備改修工事の入札参加者（6者）に受注意思を確認しました。

技術者の配置が困難との理由で3者、仕様が合わないとの理由で1者から参加しない旨の回答がありましたが、2者からは参加意欲があるとの回答でした。

参加意欲のある2者のうち1者は、かご扉寸法の変更が条件ということでしたが、現状の昇降機より大幅にサイズが縮小することになります。吹田支援学校の昇降機は1基のみであり、ストレッチャーが入れるサイズであること、かつ現サイズに近いものであることが強い学校要望であるため採用することができません。

支援学校は昇降機の利用を前提とする生徒が多数在籍しており、また対象の昇降機設備も設置後25年が経過しており老朽化による重大な故障を未然に防ぐため、早期に契約を行うことが妥当と考えます。

以上のことから、参加意欲があること、学校が求める仕様および夏期休暇中に改修工事可能である条件の全てを満たすのは、ダイコー株式会社大阪支店のほかになく、同者から見積書を徴収したところ、価格は適正と思われますので同者と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定により随意契約を締結し、大阪府財務規則の運用第62条関係第2項第13号により比較見積を省略するものです。